

令和7年度

広域基盤整備計画調査
伊那西部地区施設状況調査業務

特別仕様書

関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所

項 目	内 容														
第1章 総 則															
(適用範囲)															
第1-1条	<p>広域基盤整備計画調査 伊那西部地区施設状況調査業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p>														
(目 的)															
第1-2条	<p>本業務は、国営伊那西部地区における基幹的農業水利施設である第1送水路を適切に維持・更新していくために必要な施設の状況調査を行うものである。</p>														
(場 所)															
第1-3条	<p>本業務において対象とする施設の場所は、長野県伊那市及び上伊那郡南箕輪村地内で、別添施行位置図に示すとおりである。</p>														
(土地への立入り等)															
第1-4条	<p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p>														
(一般事項)															
第1-5条	<p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p>														
	<p>(1) 作業実施の順序・方法等は、監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。</p>														
	<p>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有した者とする。</p>														
	<p>(3) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとする。</p>														
(管理技術者)															
第1-6条	<p>(1) 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士以外の資格に係る該当する部門は次のとおりである。</p>														
	<table border="1" data-bbox="590 1411 1388 1724"> <thead> <tr> <th data-bbox="590 1411 837 1451">資 格</th> <th data-bbox="837 1411 1077 1451">技術部門</th> <th data-bbox="1077 1411 1388 1451">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="590 1451 837 1534" rowspan="2">技術士</td> <td data-bbox="837 1451 1077 1534">総合技術監理</td> <td data-bbox="1077 1451 1388 1534">農業—農業土木 農業—農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="837 1534 1077 1594">農業</td> <td data-bbox="1077 1534 1388 1594">農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1594 837 1635">博士</td> <td colspan="2" data-bbox="837 1594 1077 1635">業務に該当する部門</td> </tr> <tr> <td data-bbox="590 1635 837 1724">シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)</td> <td colspan="2" data-bbox="837 1635 1077 1724">農業土木</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業—農業土木 農業—農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	業務に該当する部門		シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木	
資 格	技術部門	選択科目													
技術士	総合技術監理	農業—農業土木 農業—農業農村工学													
	農業	農業土木、農業農村工学													
博士	業務に該当する部門														
シビルコンサルティング マネージャー(RCCM)	農業土木														
	<p>(2) 別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。</p>														
	<p>なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p>														

項 目	内 容									
(担当技術者) 第1-7条	担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。									
(配置技術者の確認) 第1-8条	<p>共通仕様書第1-11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1-12条に</p> <p>(1) 基づく技術者情報の登録あたっては、次によるものとする。 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</p>									
(保険加入) 第1-9条	受注者は、共通仕様書第1-37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。									
第2章 作業条件 (適用する図書) 第2-1条	<p>この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書を優先して適用するものとし、他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="560 1066 1449 1227"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>発行所</th> <th>制定年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き</td> <td>農林水産省農村振興局 ※</td> <td>R5. 4</td> </tr> <tr> <td>農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」</td> <td>農林水産省農村振興局 ※</td> <td>H28. 8</td> </tr> </tbody> </table> <p>※農林水産省HPで入手可能。</p>	名称	発行所	制定年月	農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 ※	R5. 4	農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8
名称	発行所	制定年月								
農業水利施設の機能保全の手引き	農林水産省農村振興局 ※	R5. 4								
農業水利施設の機能保全の手引き 「パイプライン」	農林水産省農村振興局 ※	H28. 8								
(作業条件) 第2-2条	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>(3) 現地踏査の実施時期は、施設内への立ち入り日程等、詳細について監督職員と打合せ後、実施するものとする。</p> <p>(4) 定点調査の実施にあたっては、十分に施設管理者と調整を行い、作業計画書を作成するものとする。</p> <p>(5) 定点調査対象施設は落水状態を想定しているが、作業上支障となる状態が発生した場合は監督職員と協議する。なお、定点調査時の管内への進入については、第2揚水機場吐出水槽を考えている。</p> <p>(6) 管内調査を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p>									

項 目	内 容																					
(対象施設) 第2-3条	<p>対象施設の概要は、次に示すとおりである。</p> <p>第1送水路 L=5,052m 鋼管φ1,350～1,500 Q=3.186 m³/s (うち、調査対象はNo.33+8.01～No.50+61.15区間のL=1,753m)</p> <p>【附带施設】</p> <p>サージタンク 鉄筋コンクリート製 H=19.3m 制水弁 φ800mm 2箇所 チェッキ弁 φ800mm 2箇所</p>																					
(貸与資料等) 第2-4条	<p>貸与資料は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与資料</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊那西部地区一般計画平面図</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>伊那西部地区事業誌</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>H20年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 伊那西部地区・竜西地区業務</td> <td>1式</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。</p>	貸与資料	数量	伊那西部地区一般計画平面図	1式	伊那西部地区事業誌	1式	H20年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 伊那西部地区・竜西地区業務	1式													
貸与資料	数量																					
伊那西部地区一般計画平面図	1式																					
伊那西部地区事業誌	1式																					
H20年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 伊那西部地区・竜西地区業務	1式																					
(貸与資料の取扱い) 第2-5条	<p>第2-4条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 記載事項の解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 適用する図書は、施設機能診断作業時の最新版を用いるものとし、改訂された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p>																					
第3章 作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	<p>本業務における作業項目及び数量は、次の作業項目表のとおりである。</p> <p>なお、詳細は別紙1の作業項目内訳表に示すものとする。</p> <p>作業項目表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>作 業 項 目</th> <th>数 量</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 事前調査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 現地踏査</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 現地調査(定点調査)計画の作成</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 定点調査(概略診断調査)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 機能診断評価(健全度評価)</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6. 点検取りまとめ</td> <td>1式</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作 業 項 目	数 量	備 考	1. 事前調査	1式		2. 現地踏査	1式		3. 現地調査(定点調査)計画の作成	1式		4. 定点調査(概略診断調査)	1式		5. 機能診断評価(健全度評価)	1式		6. 点検取りまとめ	1式	
作 業 項 目	数 量	備 考																				
1. 事前調査	1式																					
2. 現地踏査	1式																					
3. 現地調査(定点調査)計画の作成	1式																					
4. 定点調査(概略診断調査)	1式																					
5. 機能診断評価(健全度評価)	1式																					
6. 点検取りまとめ	1式																					
(現地作業内容) 第3-2条	<p>(1) 現地踏査及び定点調査の詳細は、別紙2の現地調査作業一覧表によるものとする。なお、現地踏査の結果、定点を変更もしくは追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) これらの調査結果は、農業水利ストック情報データベースの登録情報データ外部入出力機能(施設機械の一次診断結果にあたっては一次診断情報入力用Excelファイル)を利用して記録するものとし、記録した電子データは成果物に含むものとする。</p>																					

項 目	内 容
<p>(作業の留意点) 第3-3条</p>	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現地調査及び室内試験において著しく機能が低下している施設を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。</p> <p>(2) 現地踏査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。</p> <p>(3) 現地踏査は、地上部からの遠隔目視を予定しているが、管内面からの踏査作業について、変更協議を行う場合がある。</p> <p>(4) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p> <p>(5) 第2-4条、第2-5条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(6) 機能保全対策シナリオの検討にあたっては、最新の新素材、新工法などの技術情報の収集に努めた上で、比較検討を行う。新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、 http://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/MdbTop.doを参照。 ・新技術情報システム（NETIS） http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 <p>(7) 対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに十分に活用し効率的な作業を行う。</p> <p>(8) 対策内容の検討にあたっては、事業への適用性や施設管理者の管理体制等を総合的に検する。</p> <p>(9) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「工事工種の体系化」は http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。 <p>(10) 農業水利ストック情報データの作成は、機能診断情報記入用 Excel ファイルによる入力のほか、登録情報データ外部入出力機能等を適宜使用することを基本とするが、作業方法、内容等について監督職員と十分協議を行った上作業を行うものとする。なお、作成した電子データは成果物に含むものとする。</p>
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>共通仕様書第 1-10 条の打合せについては、主として次の段階で行うものとする。</p> <p>また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手前の段階 第2回 中間打合せ（現地調査計画作成段階）（Web 会議） 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p>

項 目	内 容
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p>	<p>ただし、別紙3に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。</p> <p>成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくはDVD-R) により別途1部を提出するものとする。</p> <p>(2) 成果物の出力1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 静岡県菊川市加茂2280-1 関東農政局西関東土地改良調査管理事務所</p>
<p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p>	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第2-3条に示す「対象施設」に変更が生じた場合 (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合 (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合 (6) 履行期間に変更が生じた場合 (7) 関係機関等対外的協議により設計計画に変更が生じた場合 (8) 管内調査に当たり排水等の仮設の必要が生じた場合 (9) その他重要な変更が生じた場合</p>
<p>第7章 定めなき事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>

別紙1 作業項目内訳表

第1 送水路（パイプライン）

作業項目	作業内容	作業数量	備考
1. 事前調査	施設の状況や問題点等を把握するため、施設管理者等から事前に既存資料や聞き取り調査等を行う。これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。	1 式	設計
2. 現地踏査	事前調査で得られた情報を参考に、地上部からの遠隔目視により変状の有無や変状箇所の特定制を行い、踏査結果を整理する。踏査結果を踏まえ、現地調査（定点調査）を行う調査位置、調査項目等を検討する。	1 式	調査
3. 現地調査（定点調査）計画の作成	事前調査、現地踏査結果及び施設の影響度等を勘案し、現地調査（定点調査）の範囲・調査地点の密度及び調査手法等を設定した調査計画を作成する。	1 式	設計
4. 定点調査（概略診断調査）	定点調査位置において、目視や簡易な器具による計測等の調査を行い、変状（発錆・腐食、内面塗装劣化、たわみ等）を定量的に把握するとともに、スケッチを作成・記録する。	1 式	調査
5. 機能診断評価（健全度評価）	定点調査結果に基づき、調査単位ごとに対象施設の健全度評価を行う。	1 式	設計
6. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	設計

別紙2 現地調査作業一覧表

第1送水路（パイプライン）

作業項目	規格	作業内容	作業数量	備考
現地踏査	鋼管 φ1,500	地上部からの遠隔目視 (サージタンク含む)	L=1,753m	No. 33+8.01～ No. 50+61.15 区間
定点調査（概略診断調査）				
管内目視調査	鋼管 φ1,500	管内目視による劣化状況（発錆・ 腐食、内面塗装劣化）の確認 (226 m ² /箇所)	2箇所	①中央自動車道 道路下 L=48m ②サージタンク付 近 L=48m
たわみ量調査	鋼管 φ1,500	縦横比の簡易測定	7箇所	中央自動車道 道路下

別紙3 (第1 - 6条関連)

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表A～Dまでに掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、設計業務にあつては、その割合が10分の8.1を超える場合にあつては10分の8.1とし、10分の6に満たない場合にあつては10分の6とするものとする。

また、調査業務にあつては、その割合が10分の8.5を超える場合にあつては10分の8.5と、3分の2に満たない場合にあつては3分の2とするものとする。

業務区分	A	B	C	D
設計業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額